

## 清須市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について次のとおり公表する。

平成26年3月6日

清須市監査委員 黒川 了一

清須市監査委員 村瀬 勝哉

### 定期監査結果報告書

#### 第1 監査を実施した監査委員

黒川 了一  
村瀬 勝哉

#### 第2 監査の種類

定期監査

#### 第3 監査の概要

##### (1) 監査の実施期間

平成25年11月1日から平成26年2月6日まで

##### (2) 監査の対象とした部局課等及び期間

①総務部税務課、市民環境部市民課、市民環境部生活環境課

平成25年4月1日から平成25年9月30日までの所管事務

②市民環境部清洲支所、健康福祉部社会福祉課、健康福祉部健康推進課

平成25年4月1日から平成25年10月31日までの所管事務

③建設部土木課、建設部地域開発課、建設部上下水道課（水道事業）

平成25年4月1日から平成25年11月30日までの所管事務

##### (3) 監査の方法

監査は、全課を対象に2年に1回実施し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、各課に共通する収入・支出事務、契約事務、補助金交付事務などの財務事務及び個別の事務事業において、それぞれ抽出による関係書類や監査資料等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取して、事務事業の

執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

#### 第4 監査の結果

監査を実施した範囲においての各所管の事務事業の執行処理状況については、いずれも概ね適正、適切に執行、管理されていると認められた。

しかし、一部において是正・改善を要する事項については、その都度、監査の対象部局課に対し、是正指導を行った。

各所管の事務事業の内容及び監査の結果について主なものは、次のとおりである。

##### 1 総務部税務課

主な所管の事務は、個人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、法人市民税、市たばこ税の調査及び賦課に関する事務である。

確定申告支援システム導入支援委託等、賃借、その他の契約文書等について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められ、特に記すべき事項はない。

##### 2 市民環境部市民課

主な所管の事務は、戸籍事務、住民基本台帳事務、分庁舎に配置された部署の業務の受付に関することである。

戸籍総合システム保守委託等、賃借、その他の契約文書等について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められ、特に記すべき事項はない。

##### 3 市民環境部生活環境課

主な所管の事務は、環境保全、廃棄物対策に関することである。

緑のカーテン設置等業務委託等、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、補助金及びその他の負担金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

##### 4 市民環境部清洲支所

主な所管の事務は、各種証明書の発行、届出書の受理及び税等の收受に関することである。

庁舎清掃業務委託等、工事、その他の契約文書等について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められ、特に記すべき事項はない。

##### 5 健康福祉部社会福祉課

主な所管の事務は、社会福祉事業・災害援護に関する事務、身体障害者・知的障害者・精神障害者福祉に関する事務、生活保護に関することである。

清洲総合福祉センター指定管理委託等、その他の契約文書等について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

#### 6 健康福祉部健康推進課

主な所管の事務は、栄養改善指導・狂犬病予防に関する事務、成人保健・がん検診に関する事務、特定健康診査に関する事務、母子の健康診査・予防接種事業に関することである。

健康診査費等各種検診関係委託等、工事、備品購入、その他の契約文書等について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められ、特に記すべき事項はない。

#### 7 建設部土木課

主な所管の事務は、土木・農地事業の企画実施、道路及び用排水路の新設改良、街路灯、交通安全に関することである。

地籍調査（丸の内地区）地区界測量業務委託等、工事、その他の契約文書等について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められ、特に記すべき事項はない。

#### 8 建設部地域開発課

主な所管の事務は、土地区画整理事業、拠点開発等に関することである。

新清洲駅北土地区画整理事業調査業務委託の契約文書等について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、補助金及びその他の負担金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

#### 9 建設部上下水道課（水道事業）

主な所管の事務は、水道事業に関することである。

水道料金システム機器保守委託等、貸借、その他の契約文書等について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められ、特に記すべき事項はない。

### 第5 監査のまとめ

他の事務も含め、予算決算会計規則、物品管理規則、契約規則を始め職務権限規程、各種事務処理要綱、取扱要領、基準等の規程に基づく、基本的な事務手順の再確認を徹底し、適正な事務処理、執行に努められるよう求めます。